

「ネパール産スペシャルティコーヒーを通じたSDGs貢献ファンド」匿名組合契約に基づく権利の募集または私募の取扱いに関する契約締結前交付書面

2021年3月8日現在

この書面にはソニー銀行が取扱う投資型クラウドファンディングのお申込みにあたってのリスクや留意点が記載されています。

お申込みの対象となる金融商品は、商法第535条に規定される匿名組合契約に基づく権利です。匿名組合契約では、当事者の方（匿名組合員）が相手方（営業者）の営業のために出資をして、営業者がその営業から得られる利益または損失を匿名組合員に分配します。本匿名組合契約が成立した場合、営業者は出資金をシステム開発事業およびネパール産商品販売事業（出資対象事業）に投資します。匿名組合員は、出資対象事業の売上金額に基づいて計算される分配金を受け取る権利を保有します。

投資家は、出資金の使途や出資対象事業の概要について、当社のウェブサイトに掲載された営業者からの情報によって知ることができます。

本匿名組合契約に基づく権利は、出資金を上回る分配を保証するものではなく、出資対象事業の成果によっては元本割れのリスクがある金融商品です。また、本匿名組合契約は、契約期間終了まで解約することはできません。

投資型クラウドファンディングでは金銭的利益の追求のみならず、出資する会社やその行う事業に対する共感または支援を目指します。本匿名組合契約に基づく権利のお申込みにあたっては、あらかじめ本書面の記載事項を十分にお読みになり、取引の仕組みやリスクをご理解のうえ、ご自身の資力、投資目的、投資経験等に照らして適切と判断する場合にのみ、自己の責任においてお申込みください。

金融商品取引法上の開示義務

本匿名組合契約に基づく権利は、金融商品取引法上のみなし有価証券です。本みなし有価証券については、金融商品取引法上の開示は義務付けられていません。

本匿名組合契約のリスク

本匿名組合契約については、営業者の業績の悪化や破綻等により分配金の支払いが遅延し、または分配金が支払われないこととなるなど大きく価値を毀損するリスクがあります。このほか、出資対象事業については製造・販売リスク、経営リスクなどが発生する可能性がありますので、詳細についてはこの書面をお読みください。

地位の譲渡

匿名組合員は、本匿名組合契約上の地位または権利義務を第三者に譲渡することができないため、本匿名組合契約に基づく権利に換金性はありません。また、仮に相対で譲渡したとしても、その権利の移転は営業者に認められません。

申込みの撤回

申込者は、本匿名組合契約のお申込みを行った日を含めて8日以内であれば、当社のウェブサイトからお申込みを撤回することができます。この場合、当社は、出資申込金を申込者の

普通預金口座に速やかに返金します。返金にあたっての手数料は発生しません。

外部監査

本匿名組合の営業者の財務諸表は、公認会計士等による外部監査を受けておりません。

分配

本匿名組合契約に基づく分配は、出資対象事業の売上金額に基づいて行われ、その他の金銭の払戻しは予定されていません。匿名組合員においては、分配金の累計額が出資金額に相当するまでは出資金の払戻しに相当し、出資金額を超過した部分は利益となります。

手数料等

申込者が出資にあたって直接負担する手数料等はありません。

ただし、本匿名組合契約が成立した場合、調達資金から募集または私募の取扱手数料（調達額の2%）が当社に支払われます。このほか、ファンドの運営管理料（売上金額の0.03%）が営業者から当社に支払われます。

金融商品取引法第37条の6の適用

本匿名組合契約に基づく権利の取扱いについて金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

発行者に関する事項

本匿名組合契約の営業者が発行者になります。

商 号：株式会社要

住 所：東京都千代田区麹町二丁目2番地3

代表者：田中 恵次

募集または私募の取扱いに関する事項

募集期間：2021年3月8日（月）～ 2021年3月24日（水）

契約締結日：2021年4月1日（木）

目標募集額：1,000万円

出資の申込みに関する事項

当社のウェブサイトからお申込みいただきます。なお、当社は、本匿名組合契約に基づく権利の募集または私募の取扱いを金融商品取引法に定める電子申込型電子募集取扱業務の方法により取扱いますので、当社のウェブサイト以外からお申込みをすることはできません。

出資金の払込みに関する事項

募集期間内に出資申込金の総額が1,000万円に達したときはお申込みの受け付けを停止します。

一方、募集期間内に出資申込金の総額が1,000万円に達しなかったときは、本匿名組合契約は成立しません。なお、募集期間中にいったん1,000万円に達し、その後にお申込みの撤回があっても、募集期間満了日において出資申込金の総額が950万円を維持しているときは、本匿名組合契約は成立し、お預かりした出資申込金は当社が契約締日に営業者に出資金として送金します。

匿名組合契約が成立しなかった場合、お預かりした出資申込金を速やかにお客さまの円普通預金口座に返却します。

出資申込金は、営業者に送金する日までもしくはお客様に返却する日まで普通預金口座の他の残高と区分して当社でお預かりします。なお、その期間中も普通預金利息の対象となります。

匿名組合契約に関する事項

名称：ネパール産スペシャルティコーヒーを通じたSDGs貢献ファンド

形態：匿名組合契約

契約期間：契約締結日から最終決算日にかかる分配金支払日まで

解約の可否：本匿名組合契約は、契約期間終了まで解約することはできません。

匿名組合員の権利および責任の範囲

匿名組合員は、出資対象事業の売上金額から計算される分配金を受け取る権利を有します。

本匿名組合事業に関して営業者が取得した権利および組合財産は営業者に帰属し、匿名組合員には帰属しません。

また、本匿名組合契約において明記される場合を除き、営業者は、匿名組合員に対して出資金を返還する義務を負いません。

匿名組合員は、匿名組合事業の取引先に対して、一切の責任を負いません。

匿名組合員の損失の分担額は、出資金を限度とします。匿名組合員は、営業者に対して、名目の如何を問わず追加の金員を交付する義務を一切負いません。ただし、匿名組合員による本匿名組合契約の違反により支払うべき損害賠償については、この限りではありません。

匿名組合員は、商法第539条第1項に定める貸借対照表の閲覧等請求権および財産等に関する検査権を行使しないものとします。

出資対象事業に関する事項

事業計画の内容

株式会社要は業務システムやスマホアプリ、ゲームアプリの開発を得意とする、個性あふれるIT企業です。要の特色のひとつが未経験者歓迎、やる気重視の人材採用。社員の前職は某有名テーマパークのアトラクション船長やお笑い芸人、美容師、タクシードライバー、栄養士、自衛官など実にさまざまです。こうした多様性を土壌とする、自由で柔軟な発想、社員の成長を後押しする風土を原動力にシステムやアプリの開発を推進していきます。

また、2020年に「母国のためになりたい」と願うネパール人社員の熱意をうけて開始した、日本のコーヒー店が小口契約でネパールに自家農園を持つサービス「Coffee Farm Share」を拡大していきます。

決算スケジュール

決算期間	決算日
2021年4月1日～2021年9月30日	2021年9月30日

売上目標

4億円

会計期間全体（6ヶ月）における合計です。本事業の売上は、株式会社要の全社売上が対象となります。売上目標を会計期間中早期に達成した場合、原則として達成した月の月末を最終の決算日として会計期間を繰り上げて終了（早期終了）します。

資金使途

ネパール産スペシャルティコーヒーの普及にかかる活動資金および株式会社要の事業全般にかかる活動に使用します。

事業の内容および事業の運営方針

株式会社要は2015年9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」、中でも貧困をなくすこと、飢餓をゼロとすることなどを強く意識した企業活動を目指します。その一環としてスタートしたのが経済的に恵まれないネパールの農家を支えるための取り組みです。ネパール人社員の「いつかは母国のために役立ちたい」との熱意をうけて、2020年には日本のコーヒー店が小口契約でネパールに自家農園を持つサービス「Coffee Farm Share」を開始、代表取締役である田中氏が代表を務める株式会社司が運営するネパールの良質な食材が集まるショップ「HM's（ヒマラヤンズ）」を仙台に開店しました（要が司へネパールの特産品を卸します）。高品質なコーヒー豆などを日本に届ける一方、ネパールのコーヒー産業を発展させることで同国の貧困問題の改善へ。誰もがwin-winとなる関係の構築を通じ、要は世の中の富（価値）を増やすことに貢献します。

事業の運営体制

営業者（発行者）である株式会社要が本匿名組合契約に基づいて出資対象事業を運営します。出資対象事業に関する意思決定は、営業者の業務運営体制に基づいて行われます。

事業にかかる手数料等の徴収方法および租税に関する事項

出資対象事業に關し匿名組合員が負担する手数料等はありません。また、出資対象事業から生じる収益については営業者に法人税が課されます。

事業の経理に関する事項

出資対象事業にかかる匿名組合契約は今回新たに募集されますので、以下の事項については該当ありません。
貸借対照表、損益計算書、出資対象事業持分の総額、発行済みの本匿名組合契約にかかる出資持分の総数、配当等の総額、総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額、純損益額、持分一単位あたりの総資産額、純損益額、配当等の金額、自己資本比率および自己資本利益率

事業にかかるリスク

出資対象事業については、以下のリスクがあります。

製造・販売リスク	営業者の取引先の中には新型コロナウイルス感染症により大きな影響を及ぼしている先もあり、これにより取引先の投資が抑制されることも予想されます。その場合、営業者との取引が終了するなどし、業績および今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。
経営リスク	営業者は代表取締役である田中氏への依存が強いため、不測の事態（病気、事故、犯罪に巻き込まれる等）が生じた場合に、事業遂行に重大な影響を及ぼす可能性があります。

分配に関する事項

組合事業概況報告書の提供

分配に先立ち、出資対象事業の決算期間の終了毎に以下の事項を記載した組合事業概況報告書を当社の顧客専用画面にて提供いたします。

- (1) 決算期間にかかる出資対象事業の概況、出資金の使途、売上の状況その他のキャッシュ・フローの状況等の情報
- (2) 決算期間における分配金についての情報
 - <1> 決算期間における分配金の有無
 - <2> 決算期間における分配金の金額
 - <3> 決算期間における一口あたりの分配金の金額
- (3) 出資対象事業の売上に関する帳簿および入金に関する確認
- (4) その他、出資対象事業の運営上、重大な影響を及ぼす可能性がある重要事実の情報

分配の方針

本匿名組合契約に基づく分配は、出資対象事業の売上金額に基づいて行われます。各決算期間にかかる匿名組合員への出資金一口あたりの分配金の額は、以下の計算式により算定します。

各決算期間において算定された分配金は、原則として最終の決算日から起算して4ヶ月以内に合計して支払われます。

計算式

- (1) 当該決算期間までにかかる売上金累計額（以下「総売上金累計額」といいます）が出資金回収売上金額以下の場合
【当該決算期間にかかる売上金額×3.2%÷200口】
- (2) 当該決算期間において総売上金累計額が出資金回収売上金額を初めて上回る場合
【（出資金回収売上金額－前決算期間までにかかる売上金累計額）×3.2%÷200口+（総売上金累計額－出資金回収売上金額）×0.288%÷200口】

※事業計画に定める売上高が総売上金累計額の上限となります。

※出資金一口あたりの分配金の額に円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てて算定します。また、計算式上の売上金額は全て税抜金額とします。

※各匿名組合員への分配金の額は、前項の出資金一口あたりの分配金の額に、申込口数を掛け合わせて算定します。

※本匿名組合契約において特に明記される場合を除き、匿名組合員が分配金以外に金銭その他の財産の支払いまたは分配を受けることはありません。したがって、本匿名組合契約が契約期間満了その他の事由により終了した場合においても、匿名組合員は、本条の分配金とは別に出資金の返還を営業者に請求することはできません。

決算日、決算期間

本匿名組合事業にかかる決算および匿名組合員に対する分配金の額の計算を行う基準日を決算日といい、直前の決算日の翌日から翌決算日までの1年間を各決算期間とします。ただし、最初の決算期間は契約締結日（会計期間の始期日）を起算日として、その後、初めて到来する決算日までの期間をいい、最後の決算期間の末日は、最終の決算日となります。

分配金の支払い方法

営業者は、計算された分配金を匿名組合契約にしたがって分別管理口座に入金します。匿名組合員への分配金の支払いは、当社が分別管理口座から各匿名組合員の当社円普通預金口座に振り替えることによって行います。

分配金に対する課税方法および税率

匿名組合員に対する分配金の累計額が出資金額を超過した場合、当該超過額に対して20.42%（復興特別所得税0.42%を含みます）の源泉税徴収が営業者において行われます。匿名組合員に対する分配金の累計額が出資金を超えない間は、源泉徴収は行われません。

分別管理に関する事項

分別管理の方法

営業者は、本匿名組合事業にかかる財産を営業者の固有財産その他営業者の行う本匿名組合事業以外の事業にかかる財産と分別して管理し、経理を行います。出資金は、営業者が当社に開設する分別管理口座において、営業者の固有財産その他営業者の行う本匿名組合事業以外の事業にかかる財産と分別して管理します。出資金の送金、保管は、営業者の指示によりソニー銀行が行います。

なお、本匿名組合契約が成立するまで管理すべき財産はなく、外部監査は実施されていません。

分別管理口座

分別管理口座は、以下のとおりです。

銀行名：ソニー銀行株式会社

支店名：本店営業部

住所：東京都千代田区内幸町二丁目1番6号

口座種別：普通預金口座

口座番号：0543275

口座名義：株式会社要 一号ファンド

審査の概要および審査の実施結果の概要

当社は、営業者に関する資金調達者としての適格性、営業者の行う事業の適法性、社会性等のほか、目標募集額および資金使途が事業計画に沿って策定されていることについて、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会の定める自主規制規則に沿って、合理的な審査を実施しています。

また、営業者による出資金の分別管理体制、出資対象事業に関する情報提供を行う体制の整備等についても、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会の定める自主規制規則に沿って、合理的な審査を実施しています。

なお、当社が上記の審査に基づいて取扱いを決定したことは営業者の事業計画を保証するものではなく、したがって匿名組合員への分配を保証するものではありません。また、営業者が破産等しないことを保証するものではありません。

当社と営業者との間に利害関係はありません。

当社の概要

商号等：ソニー銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第578号

本店所在地：〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目1番6号

代表者：代表取締役社長 住本 雄一郎

資本金：360億円

設立年月：2001年4月2日

主な事業：銀行業務および金融商品取引業務

金融商品取引業務として、当社はインターネット上で投資信託および外国為替証拠金取引（FX）を取扱うほか、マネックス証券株式会社から委託を受けて金融商品仲介業務を行っています。

加入する協会

日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体

当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

一般社団法人全国銀行協会または一般社団法人第二種金融商品取引業協会から苦情の解決および紛争の解決のあつせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あつせん相談センターを利用します。

一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109または03-5252-3772

証券・金融商品あつせん相談センター連絡先

電話番号 0120-64-5005

本匿名組合契約に関する情報の開示とお問い合わせ

本匿名組合契約にかかる情報の開示や連絡は、営業者から入手した情報を当社のウェブサイトまたは専用ページに掲載する方法、当社から各匿名組合員への電子メールにより通知する方法で行われます。

本匿名組合契約についてのお問い合わせは、ソニー銀行 カスタマーセンターまでお願ひいたします。なお、一般社団法人第二種金融商品取引業協会の定める規則により、募集中の匿名組合契約についてはお答えできない場合または電子メールでお答えする場合があります。あらかじめご了承ください。

本件に関するお問い合わせ先

カスタマーセンター

■ お電話の場合

個別のファンドに関するお問い合わせはお電話で承ることができません。下記専用フォームをご利用ください。

0120-365-723（フリーダイヤル）

フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、03-6730-2700（通話料有料）

※フリーダイヤルは、携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※番号をお間違えにならないようにおかれてもご注意ください。

※IP電話をご利用の場合、ご入力内容が確認できないことがあります。

※営業時間などの詳細につきましては、サービスサイトにてご確認ください。

■ 専用フォームの場合

ログイン後「お問い合わせ」よりご質問内容を送信してください。

※お急ぎの場合はお電話にてお問い合わせください。

以上